# 会 議 録

会議の名称	白岡市自治基本条例市民推進会議(第24回)
開 催 日	平成25年9月17日(火)
開催時間	午後7時00分 から 午後8時30分 まで
開催場所	はぴすしらおか 会議室 1
	会 長 齋藤 信治 委 員 内山 欣春 委 員 大八木健夫
出席者(出席委員)	委員 柴山 利幸 委員 清水 律子 委員 宮崎博
の氏名・出席者数	委員 矢島 静江 委員 山口 孝雄 委員 渡部 勲
	計 9 人
欠席者(欠席委員)	副会長神田芳晃 委員本田尚子 委員柳 祐作
の氏名・欠席者数	計 3 人
説明員の職・氏名	主 査 千葉 智則
事務局職員の職・氏	市民協働課
名	課長鬼久保晃一主幹大久保栄主査千葉智則
その他会議出席者の	なし
職・氏名	.60
会議次第	別添のとおり
資 料 等	・第24回白岡市自治基本条例市民推進会議プログラム
	・(仮称) 白岡市市民参画条例の骨子案(たたき台)修正案 【資料番号1】
	・第23回会議の会議録 【資料番号2】
	•第25回白岡市自治基本条例市民推進会議開催通知

	会議経過(議事の要旨)
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
	1 開会
鬼久保課長	開会を宣する。
	2 あいさつ
齋藤会長	齋藤会長から、あいさつがなされる。
	3 議題
	(当会議設置要綱第5条第2項により、会長が議長を務める。)
	(1) 市民参画条例の骨子(案)のたたき台の修正について
事務局(千葉)	資料1に基づき、骨子(案)のたたき台の修正内容について説明を行った。
齋藤会長	事務局からの説明が終了した。たたき台の修正内容については、前回の会議
	で出された意見が反映されていると思うが、皆さんの御意見をお伺いしたい。
	次则 4 4 4 4 5 6 7 克山 5 3 4 4 4 5 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
A委員 	資料 1 たたき台修正案はいつ決まったのか。今日渡され、説明を受けてすぐ
	に意見を出せと言われても難しい。資料を事前配布するなど、円滑に議論がで きるように配慮してほしい。
	また、骨子の内容を逐条的に議論する以前に市民側と行政側では基本的な考
	え方が違うと思うので、そういうところについて議論を戦わせて骨子を練り上
	げていくべきではないか。資料 1 の内容は、我々の提言書との違いが大きすぎ
	るので、どうしてそのような違いが出てくるのか行政側と議論したかった。
齋藤会長	その点については、前回の会議までにおいて色々と整理してきた。今回の会
	議では、前回の会議で出された意見に対する修正だけを問題としている。
A委員	前回の会議では、一番大きな問題である(仮称)市民参画協働推進会議(以
	下「推進会議」という。)と(仮称)まちづくり協働センター(以下「センター」
	という。)を提言書にどのように反映していくのかついて、今回の会議において

事務局案を示してくれるということであったが、このたたき台の文章は、抽象的で我々の意図が全然伝わってこない。我々は、参画を進めるための施策がお役所言葉でまとめられるのではなく、血の通った生きたものとするために議論してきたのに、このような抽象的な表現でよいとは言えない。

## 事務局 (千葉)

資料1を作成した経緯について説明させていただく。前回の会議では、市民 参画条例のたたき台を皆さんにお示しし、最初に推進会議とセンターを除いた 部分の内容について御意見をいただいた。本日の資料1の網掛けの部分はその 後意見を踏まえて内容の修正を行った部分である。

次に、推進会議とセンターをどのように骨子に反映するのかについて、他市町の事例を交えながら事務局としての考えを説明した後、皆さんに議論していただいた。その結果、推進会議とセンターについては、参画条例の骨子に直接的な表現を入れることはできないが、なるべく、その趣旨がわかるような表現を入れようということとなった。そして、本日の会議までにそれらの表現を検討し、皆さんに御確認いただくということとなった。このような経緯で、本日、皆さんに資料1をお配りしたものである。事務局としてはこのような経緯に基づき会議資料の準備等を行ったが、事務局の対応に間違い又は問題があれば御指摘いただきたい。

A委員

そうではあったが、この資料 1 の内容では、第9の内容を第3者が見たとき に推進会議とセンターの設置を意味する規定だとわからないと思う。皆さんは どのように思うか。

B委員

前回の会議は所用により欠席していた関係から、たたき台案の内容は初めて 目にしたが、センター等についてとてもよく説明され、また、まちづくりの定 義も自治基本条例から引用されていることから、とてもわかりやすくなってい ると思う。目的等が少し難しいのでもう少し柔らかい表現にできればと思うが、 他の部分についてはわかりやすくまとまっていると思う。

鬼久保課長

資料1は、昨年お示しした骨子を白紙に戻したうえで、皆さんからの提言書

を基に、改めて骨子のたたき台を作成し、前回の会議いただいた御意見を基に 修正したものである。第9の部分については、推進会議とセンターについての 詳細部分が決定していないことなどから、事務局としては精いっぱいの表現で ある。

C委員

第9の表現の文末は努めるという表現となっているが、これは、規定内容が しっかりと約束できる厳しい表現なのか。

事務局 (千葉)

第9の「市民相互の交流や市民活動に関する情報の収集・発信を支援するため環境整備及び体制づくり」とあるが、この「環境」はセンターのことを、また、「体制づくり」については推進会議について表現しているものである。このように規定するから市を縛ることができるというわけではないが、条例に規定する以上、市には規定内容を実現することに努める責務が発生することになると考える。

C委員

条例の規定でも「努めるものとする。」という表現になるのか。

事務局 (千葉)

たたき台の内容のとおり骨子になるとすれば、条例の規定もそのようになる。

C委員

第6のまちづくりサポーターの表現について、サポーターの役割としては、 市から情報提供されることよりも必要に応じて市に対して意見を述べるという ことを中心にできればと思うので、「必要に応じて市政に対する意見を求める ものとする。」の部分を前に持っていくことはできないか。

また、サポーターには市民に対し、まちづくりに関する情報発信をしてもらうという役割も期待していると思うので、そのようなイメージの文言も追加できないか。

事務局 (千葉)

まちづくりサポーターに登録される方の考え方は様々であると思う。まちづくりリーダーとなって市民をけん引していきたいと思う人もいれば、まちづくりに関心があるので市に関する情報を知りたいという思いで応募してくる人も

いると思う。なるべく多くの方にまちづくりサポーターになっていただきたい と考えているので、あまり詳細に規定して役割を縛らない方がよいと考えてこ のような表現とした。

C委員

そうであれば、「必要に応じて市政に対する意見を求めるものとする。」の部分を前に持っていくことだけ検討してほしい。

事務局 (千葉)

了解した。修正する。

D委員

他の市の参画条例では、市民参画を推進する会議について規定されている。 具体的な内容もなく「努める。」という規定にしてしまっては条例ではない。参 画を進めるための具体的な規定にしてほしいというのが我々の考え方である。 前回の会議で説明のあった自治基本条例第20条の規定に基づく会議について 説明してほしい。

事務局 (千葉)

自治基本条例第20条の規定を読み上げ、説明を行った。

D委員

自治基本条例第20条の規定に基づく会議があるから市民参画条例に会議に 関する規定は入れられないというのであれば、我々に何もするなと言っている のと同じではないか。

事務局 (大久保)

前回の会議において、自治基本条例第20条に基づく会議は設置することは 決まっていることを御説明し、その会議に推進会議の機能を持たせようという 話をさせていただいた。

E委員

推進会議に関する明確な規定を条文に入れることは難しいということなので、なるべくその内容が読めるような表現にして、会議の設置の検討を行うときには、我々の考えを汲んでもらえるよう行政に期待するしかないと考えている。

D委員

行政がどのような規定を作るのか知らないが、我々の議論した結果として載せておいたらどうなのか。

A委員

自治基本条例第20条に規定されている会議と我々が議論した推進会議が同じような機能を果たすので、合わせた形の会議にするということでもよいが、そうであるならば、我々の意見を取り入れて推進会議を条例化したらどうか。そうしないとうやむやなままで終わってしまう。

事務局 (千葉)

自治基本条例第20条に基づく会議については条例により設置することと なっている。

A委員

自治基本条例第20条に基づく会議の中に提言書の推進会議の内容がどのように反映されるのかを担保してもらいたい。会長は責任をとれるのか。この会議は11月で任期が切れてしまう。昨年の6月から8月にかけて会議を重ねて提言書をまとめたのだから、時間切れで終わらないようにしっかりやってほしい。

E委員

時間切れとなって、骨子がまとまらないままに終了ということにならないように議論している。この資料1の骨子のたたき台は我々としての妥協案である。

A委員

私は、市民側からの意思でまちづくりに参画したいという雰囲気を作るためには何が必要なのかということを観点として考えている。市からの要請等に応じて参画するのではなく、市民が自らの時間や労力をまちづくりのために提供したいと思うようになる雰囲気を作ることが大事だと考えている。

そのために、推進会議とセンターを提案した。

E委員

だから、前回の会議から市民参画を推進するための会議や場所の検討は別個 で検討すると言っている。

A委員

検討すると言っても、市民がまちづくりに参画したくなるような内容ではな

いのでどうかと思う。

E委員

この会議の会議録は公開されていて、行政も検討を行うと言っているのだから、会議の設置条例の案がパブリックコメントなりに掛けられたときに、提言書の内容が全く反映されていないようなものであったならば、その時に反対意見を出すしかないのではないか。

A委員

パブリックコメントは形骸化している。

F委員

事務局から、自治基本条例、住民投票条例及び市民参画条例のかかわりについて説明してほしい。

事務局 (千葉)

住民投票条例及び市民参画条例は自治基本条例の規定により定められるものであるので、考え方は自治基本条例に基づくものであるということを説明した。

F委員

私は、推進会議と自治基本条例第20条に基づく会議はほぼ同じような性格のものであると考えている。自治基本条例で会議を設置すると規定していて会議が設置されるということがわかっているのだから、他の条例で規定する必要はないのではないか。

D委員

どのようにできるのかわからない。

F委員

どのような会議となるのかはわからないが、会議のあり方については、新た に設置される会議に参画して意見を出すのでもよいのではないか。私としては、 資料1の内容でよいのではないかと思う。

C委員

我々が検討しているときに、事務局から提言書にあるような会議の設置は難 しいというように、方向修正してくれればこのようなことにはならなかったと 思う。ただ、その件については理解している。私としては、資料1の内容は行 政として頑張った内容だと思う。 A委員

自治基本条例は格調が高い。市長、議会、市民がそれぞれの役割を担って協働を進めていくこととしているので、参画条例にもその考え方を入れてほしい。 資料1の内容は、行政が市民に参画を促すような上から目線の内容となっているので、もうちょっと自治基本条例の精神を参画条例に生かしてほしい。

B委員

市民参画条例は自治基本条例に基づき制定される。考え方や精神についても自治基本条例に基づくこととなるという考え方ではだめなのか。

D委員

市民がどのように参画できるのかということを中心に我々は考えてきた。推 進会議やセンターはそのポイントであるので、一番気にしている。

B委員

それについては、たたき台の中に市民サポーター制度もある。

A委員

そもそも、市民サポーター制度は行政が決めることではなく、市民側が作るべきものである。行政からこのような役割のサポーターを募集しますというのではなく、市民としてどのようなサポーターを作り上げていくのかということが大事である。行政が必要とするサポーターを募集するのなんて意味がないと考える。

G委員

私も条例としてまとめていくのであれば資料1のとおりにするしかないと思う。今までも妥協の連続だったので、ここでの妥協することなんてなんでもない。推進会議やセンターにこだわるのは、最初にワークショップで議論して出てきたものだからである。そもそも、一番最初にワークショップを実施した理由は何か。

事務局 (千葉)

会議の当初から担当していた者が異動してしまっているので、推測によるお答えとなってしまうが、委員の皆さんに協働や参画とはどういうものなのか御理解いただくためにワークショップで御議論いただいたのではないかと考えている。

## G委員

ワークショップは2班で実施したが、議論を進めていくとどちらの班の意見もそんなに違いがない。検討課題が同じであれば、市民が集まって市民レベルで議論をして行けば問題は明らかになるということが明確になり、そのための対策も考えて、それを膨らまして形にしたのが提言書である。そういうことをやってきた中で、センターは重要だという結論に達したのであり思いつきで決めたのではない。参画させるため、参画の意味をわかるためにはこのプロセスが必要だということである。そのことをここで話した時に事務局では、「推測によるお答えとなってしまう。」ということから話が始まってしまうことが担保できていないということである。担保さえしてあれば、センターが必要であるということが共通理解としてあることがわかればよいが、不信感もありその点が不安なのではないか。

また、たたき台第9の文章に対しては笑ってしまう。何を言っているのか、 こんなことも知らなかったのかと思う。この内容で担保しているとはどうして も思えない。ここに書かれていることは当たり前のことである。当たり前のこ とをここに書いて、「これで担保しています。」という認識が不信感につながっ ていると思う。

# 事務局(千葉)

たたき台の表現については、事務局が案を作成したが、あくまでもたたき台であるので、委員の皆さんから修正すべき箇所など具体的な御意見・御提案があれば出していただきたい。条例に規定することが可能な範囲で修正は可能である。

さて、ただ今の御意見にあったセンターについてであるが、前回の会議において、県内市町の市民活動拠点施設の状況を調査した資料をお示しし、事務局としても、市民活動の拠点となる施設は必要であると認識しているが、施設整備のための予算、設置場所及び運営方法が決まらないうちは条例に規定することはできないという説明をさせていただいた。そして、皆さんに御議論いただいた結果、センターの設置については、参画条例とは別個に検討していくことなった。ただ、骨子の中にセンターをイメージできるような表現も残した方がよいという意見があったことから、その内容・表現については事務局が案を作成してこの会議で御検討いただくということになっていた。このような経緯が

あり資料1のような表現とさせていただいたものである。

E委員

議会に条例案を出すときに、たたき台の第9について、どうしてそのような 表現となったのか、その表現が何を意味するのかがわかるような資料をつける ことはできないか。

事務局 (千葉)

議会に条例案を出すときには、議案として添付する資料が決まってしまっているので説明資料を付けることは難しいが、条例が成立した後に逐条解説という形で説明することは可能である。

G委員

第9の表現だけでは、センターをイメージできるわけがない。

A委員

条例化できるかどうかはわからないが、今後の検討課題ということで自治基本条例市民推進会議からの提言に基づくセンターの創設と推進会議の設置を入れることはできないのか。そうでないと第9の内容が何なのかわからない。

G委員

ワークショップでセンターについて話し合っているときは、自分たちの活動を他の市民に教えたい、参画することに価値があると感じやる気を持って参加していた。そのような思いが事務局の方で引き継がれていかれていないのだから、しっかりと言葉にした方がよいと思う。話し合ったことが、まとめられて紙になってしまっただけで、自分たちは魅力を感じない。ワークショップの中には魅力があった。ワークショップの中で、市民が議論することは必要だし、言葉に出すだけで課題が明確になるということがわかったのに、話がよく通じないまま、庁内の会議で形が変えられたから怒ったのであって、もともとは、参画意欲をかき立てるものが必要だというところから始まっている。意欲がなくなっていくのはしょうがないけど、意欲をなくしているということを意識しておいてもらいたい。条例に書けることと書けないことがあるのはわかるが、すり合わせもなく骨子案が作られてしまって行政がそのような意識を持っているのかと心配してしまう気持ちはわかる。

H委員

私たちが話し合っていることを行政の人が否定するのは難しいと思うが、条例に規定できないようなことでも議論をそのまま続けさせて提言書を作り、結果として条例に入れられないからということになって歯がゆい思いをしている人がいるのもわかる。そのように思う人は、新たに設置されるであろう次の会議にも参加して意見を出すようにしたらどうか。

G委員

議論した結果が言葉としてまとめられるだけであれば参画する魅力は感じない。センターのような場が作られて市民の交流が図られるのであれば協力する価値はあると思うし、この会議に参加した甲斐もある。

I 委員

話合いの中では、センターは建物ではなく活動スペースというイメージであったと思う。前回の会議でも話が出たが生涯学習センターの一角に入ることができればよいと思う。

鬼久保課長

前回の会議では、市民活動拠点施設の整備については、新規の施設の一角に入れるか、既存の施設を使って市民活動拠点の整備を行うかだという説明をさせていただいた。確かに「環境を整備する」という文言だけではどのようなことを意味しているのかわかりにくいと思うが、議会に説明するときは市民推進会議からは市民活動を推進する施設がほしいという話があり、市としても必要性は認識しているという説明をする。また、「体制の整備」についても自治基本条例第20条に基づく同条例の検証や住民協働・参画を推進するための会議であり、市民推進会議から提言があったという説明をする。理想は、市民参画条例に合わせて市民活動を推進する会議を設置する条例と自治基本条例の検証等を行う会議を設置する条例も制定できればよいが今の状況では難しいので、それについての議論をしていても平行線のままである。ただ、議会に条例を提出するからには、条例の裏付けとなった検討経緯等をしっかりと説明させていただく。

C委員

我々としては、今の言葉を信用するしかないと思う。

A委員

市民が作ったものとして提言書の意図を議会に説明してほしい。そうでないと、たたき台の内容だけでは我々の思いが議員に伝わらない。

I 委員

たたき台の第2に参画の方法が掲げられているが、ワークショップの検討の中で市民が参画する方法がわからないといった意見が出ていた。第2に掲げられた方法だけでは、どうすれば参画できるのかというのが今一つ分かりにくいのではないか。

E委員

条例で規定された事項をどのように実現していくのかというところは、実際 の運用の話になる。

I 委員

条例の内容をどうするのかというところは事務局に任せるしかないが、我々はとしては、議論を重ねて出来上がった条例の内容が、実際にどのように運用されるのかが重要である。

E委員

この会議は11月に終了となるが、それで終わりではなく、条例化までの手続きやその後の運用についても注視していただき、新たな会議やセンターができた時にはそれらに参画していただければと思う。

I 委員

そのような発想を持っていけば、ここで議論を足踏みしなくてもよいしまちづくりに対するモチベーションも持ち続けることができると思う。

E委員

我々は2年間かけて市民参画条例や住民投票条例の検討を行ってきたが、条例ができればそれで終了というわけではない。それは始まりであってその条例を活かすためにはそのあとのことが重要である。その時には、皆さんのエネルギーをそっちに振り向けてほしい。

鬼久保課長

条例を作りっぱなしでは意味がない。そのために自治基本条例第20条に基づく会議を設置し検証を行っていく。

#### F委員

たたき台の第2にある参画の方法は、そのほとんどが既に運用されている。 だから、現時点でも市民が手を挙げれば参画することは可能である。それらに 手を挙げる市民が少ないのが問題だと思う。そのためにどうするのかというと ころが今後の課題である。

#### G委員

パブリックコメントを実施していると言っても、出されている意見は1、2件である。以前、事務局に提出意見を増やす努力をしないのかと聞いたら、考えていないという回答が返ってきた。参画を増やすための努力はしないけど参画はしてほしいということでは参画は進まないのではないか。

## E委員

市役所側の問題もあるとは思うが、なぜ市民は参画しないのかという問題が 大きいのではないか。我々は、市役所に対する対応というよりは市民に対する アプローチを考えていくべきなのではないか。

#### C委員

住民投票条例のパブリックコメントの実施に関しては、市がお知らせを回覧 していた。回覧により市内の全戸にパブリックコメントの周知を行っても出さ れる意見の数は変わっていないのだから、現実としては市民側の問題も大きい のではないか。それを行政の怠慢だというのは違うのではないか。

## A委員

市民は個々では弱い、意見を出そうとしても自分ひとりの意見だと、それが 誤っているのではないかと不安になってしまうこともある。何人か集まり意見 交換することにより、やはり意見を出そうかなということになる。個々人であ る市民に対して意見を募集しても意見は出てこない。パブリックコメントが形 骸化していると言ったのはそういうことである。個人の意識を向上させること も重要だが、個人だけでは乗り越えられない部分もある。だからこそ、センター のような施設が大事だと思う。

### B委員

条例ができたら、それを活用し市民提案を行うなどしてセンターの設置に向けた活動をして行くのもよいのではないか。

#### E委員

皆さんが中心になって市民を引っ張っていっていただきたい。

またまだ、骨子のたたき台の内容や表現に対する御意見等はあると思う。今 までの議論の繰り返しでは困るが、表現の修正等についての具体的なご意見が あればお伺いしたい。

#### D委員

この会議で決まった意向をはっきり残していただければそれでよい。

#### 齋藤会長

昨年に提出した提言書を改めて議員さんに説明していただければ、皆さんの納得も得られるのではないか。堂々巡りの議論にならないよう、たたき台のどの部分をどのように修正したらよいか考えていただき、10月15日の会議の時に改めて御意見をお出しいただくこととする。

# 鬼久保課長

次回の会議の前にお考えがまとまれば、事務局に御意見を出していただき、 それを踏まえて修正したたたき台案を事前配布させていただくということでど うか。

#### 齋藤会長

それでは、9月30日までに各委員の御意見を事務局まで出していただき、 事務局からは10月8日までに修正版を各委員へ送ることとする。

## (2) その他

# 齋藤会長

その他について、各委員又は事務局から何かあればお願いしたい。

# 事務局 (千葉)

議会における住民投票条例の審議状況及び当該条例及び規則の委員への送付について説明を行った。

事務局からの説明が終了した。御意見をお願いしたい。

#### A委員

報道によると、国の方では国民投票の投票資格者を18歳として実施するような動きがあるようだが、住民投票条例への影響はあるのか。

#### 鬼久保課長

住民投票条例では、投票資格者を公職選挙法の規定により市議会議員及び市

長の選挙の選挙権を有する者としていることから影響はない。また、国民投票 法に関する国の方針が決定しているわけではないし、既に条例案を議会に提出 している状況なので、現在の国の動きが条例の審議に影響を与えることはない。 4 事務連絡 鬼久保課長 次回会議及び会議録の確認について説明を行った。 5 閉会 鬼久保課長 閉会を宣する。 ~ 以 上 ~